

# 改正フロン法

## 判断の基準 (判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。)

### フロン類の製造・輸入業者

低GWPフロン類の技術開発・製造や一定の使用済みフロン類の再生の取組などのフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関して「判断の基準」を定めて公表する。

### フロン類使用製品(冷凍空調機器)の製造・輸入業者

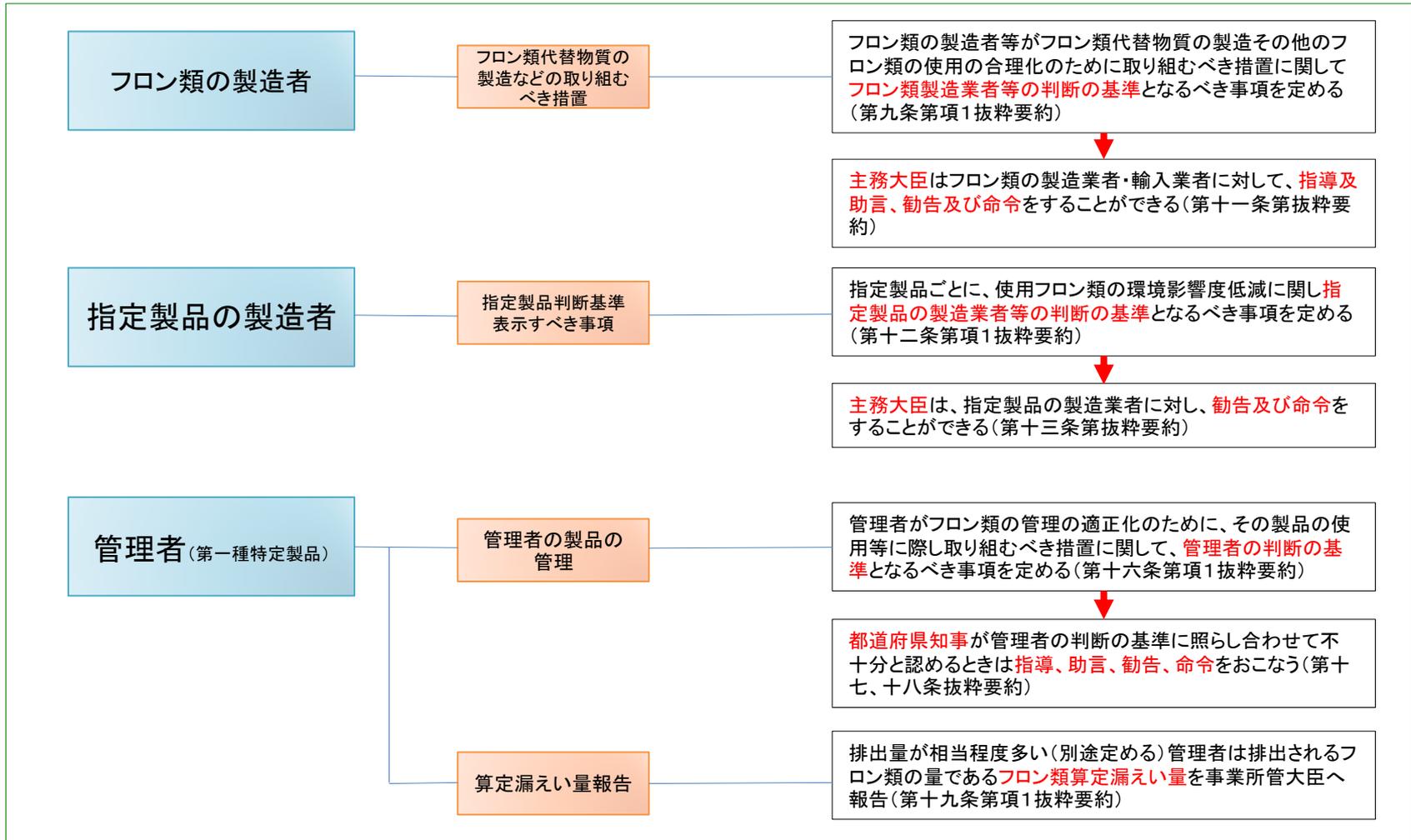
フロン類使用製品にて、政令で指定製品を定め、その製品の製造・輸入業者が製品のノンフロン・低GWP化について、一定の目標年度において達成すべき「判断の基準」を定めて公表する。

### 業務用冷凍空調機器の管理者

管理者とは、製品の使用、整備、廃棄につき実質的に責任を有する者(所有者など)

フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理など管理者が取り組むべき措置に関して「判断の基準」を定める。

# 判断の基準



## フロン類充填回収業者と管理者の役割

### フロン類充填回収業者

現行の第一種フロン類回収業者を第一種フロン類充填回収業者として、**充填行為についても登録業者のみが行い得ることとする**。第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填又は回収時には、基準に従って行わなくてはならない。

### 充填・回収後の証明書の交付

第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填及び回収を行ったときは、整備を発注した第一種特定製品の管理者に「充填証明書」又は「回収証明書」を交付しなくてはならない。

管理者がインターネットに接続できる環境に有る場合、**管理者の承諾を得て情報処理センターに充填・回収の内容を登録**すれば「充填証明書」、「回収証明書」の交付は必要ない。

### 業務用冷凍空調機器の管理者

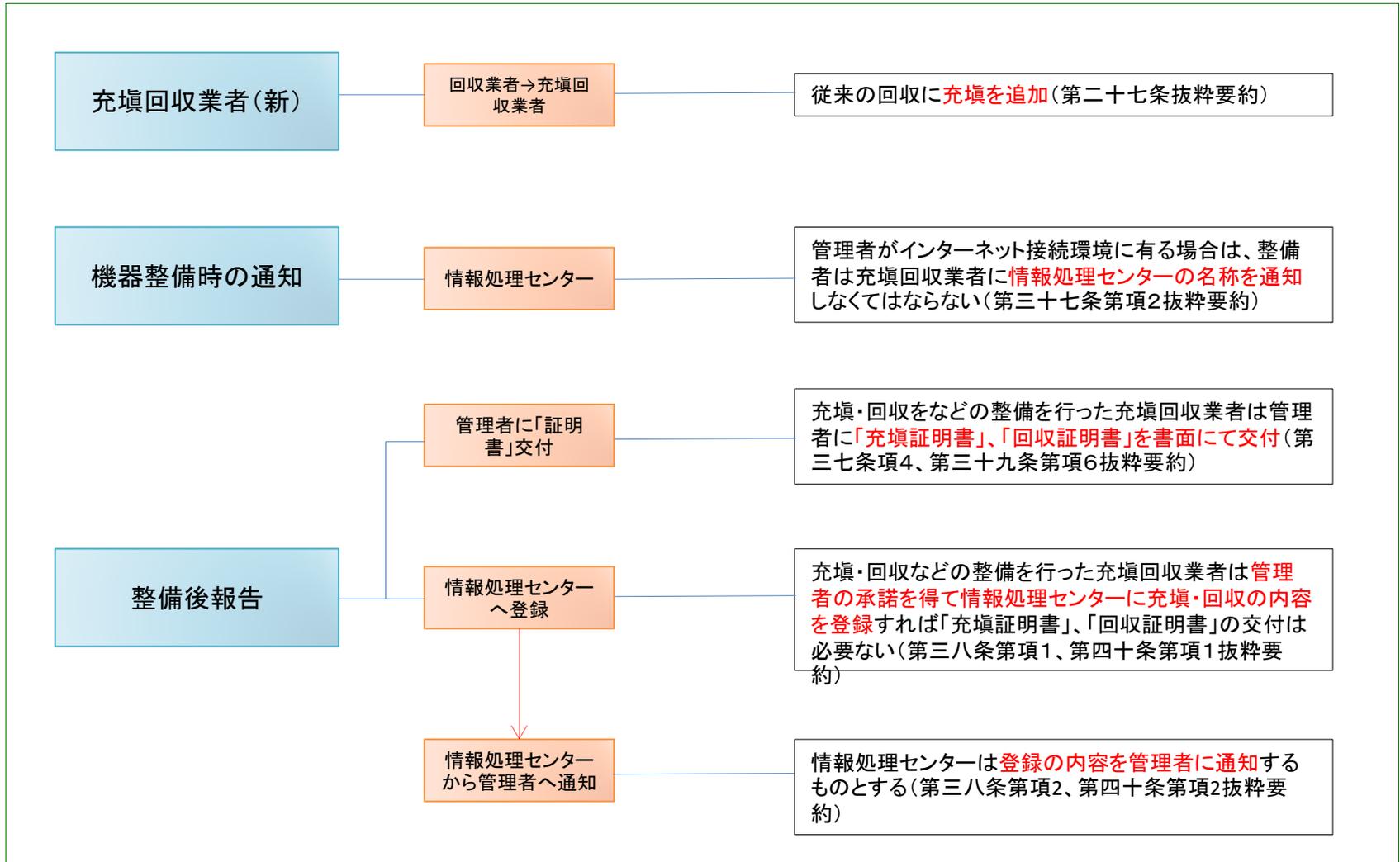
**管理者**は「充填証明書」、「回収証明書」より、フロン類の漏えい量(=実質的な新規充填量(充填量一回収量)を算定して、上記**算定漏えい量報告をおこなう**。

管理者の利便性向上を図るため、**書面は情報処理センターを通じて電子的に交付することを可能とする**。

### フロン類充填回収業者の記録・報告

第一種フロン類充填回収業者は整備の場合はフロンの種類毎の**充填**、回収量、廃棄の場合は回収量、**法五十条ただし書き規定による再生量、再生業者へ引き渡した量**、破壊業者へ引き渡した量等に関し、記録の作成・保存、都道府県知事への報告の義務を負う。

# 第一種フロン類充填回収業者の役割



# 第一種フロン類充填回収業者の記録・報告

## 充填量・回収量の記録

充填量(新)

回収量

自ら再生した量  
(新)(第五十条1項の但し書き規定)

再生業者に引き渡した量(新)

破壊業者へ引き渡した量

+ その他省令で定める事項

充填回収業者は整備の場合はフロンの種類毎の**充填**、**回収量**、**廃棄の場合は回収量**、**五十条ただし書き規定による再生量**、**再生業者へ引き渡した量**、**破壊業者へ引き渡した量の記録等**を作成して事務所に保存(第四十七条第1項抜粋要約)

## 都道府県報告

充填量(新)

回収量

自ら再生した量  
(新)(第五十条1項の但し書き規定)

再生業者に引き渡した量(新)

破壊業者へ引き渡した量

+ その他省令で定める事項

充填回収業者は整備の場合はフロンの種類毎の**充填**、**回収量**、**廃棄の場合は回収量**、**五十条ただし書き規定による再生量**、**再生業者へ引き渡した量**、**破壊業者へ引き渡した量等**を毎年度、前年度の報告を都道府県知事にしなくてはならない(第四十七条第3項抜粋要約)

# フロン類再生(破壊)業者の役割

## フロン類再生業者

第一種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、**主務大臣の許可**をうけなくてはならない

## 省令

特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改定する省令(平成25年9月11日官報)

(例外)第一種フロン類再生業者の許可を要しない場合(第五十条第1項ただし書による第一種フロン類再生業)

…フロン類充填回収業者であって、フロン類の回収に付随する再生であり、再生業者、破壊業者への引渡の目的で回収を行う場合を除き、再生したフロン類を自ら冷媒として充填の用に供する目的でフロン類の再生をおこなうこと。

## 再生の義務

「構造の基準」「再生の能力の基準」「使用及び管理の基準」に従った再生と、再生できない場合の破壊業者への引き渡し

## 再生(破壊)証明書の交付 → 充填回収業者の回付 → 管理者

第一種フロン類再生(破壊)業者はフロン類の再生(破壊)を行ったときは再生(破壊)を行ったことを証する書面を引き取った**回収業者に交付**しなければならない → **充填回収業者**は再生(破壊)証明書の交付を受けたときは、当該再生証明書を以下の者に**回付**しなくてはならない(以下の者:整備を発注した管理者、整備時に整備業者から冷媒を引き取った場合は整備者、機器廃棄時の場合は廃棄等実施)

## 再生量と破壊業者へ引き渡した量の主務大臣報告と記録保存

再生業者はフロン類の種類ごとに、毎年度、前年度に再生した量、破壊業者に引き渡した量を事務所に保存し、毎年主務大臣へ報告しなくてはならない

# 第一種フロン類再生業者の役割

特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改定する省令(平成25年9月11日官報)

## フロン類再生業者の許可

主務大臣許可

第一種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、**主務大臣の許可**を受けなくてはならない(第五十条第1項抜粋要約)

第五十条第1項ただし書の規定による第一種フロン類再生業

フロン類充填回収業者が主務省令で定めるものにより第一種フロン類再生業を行う場合は、この限りではない(第五十条第1項ただし書による第一種フロン類再生業)

フロン類の回収に付随する再生であり、再生業者、破壊業者への引渡の目的で回収を行う場合を除き、再生したフロン類を自ら冷媒として充填の用に供する目的でフロン類の再生をおこなうこと。(省令12条の二抜粋要約・・・**第一種フロン類再生業者の許可を要しない場合**)

## 再生義務

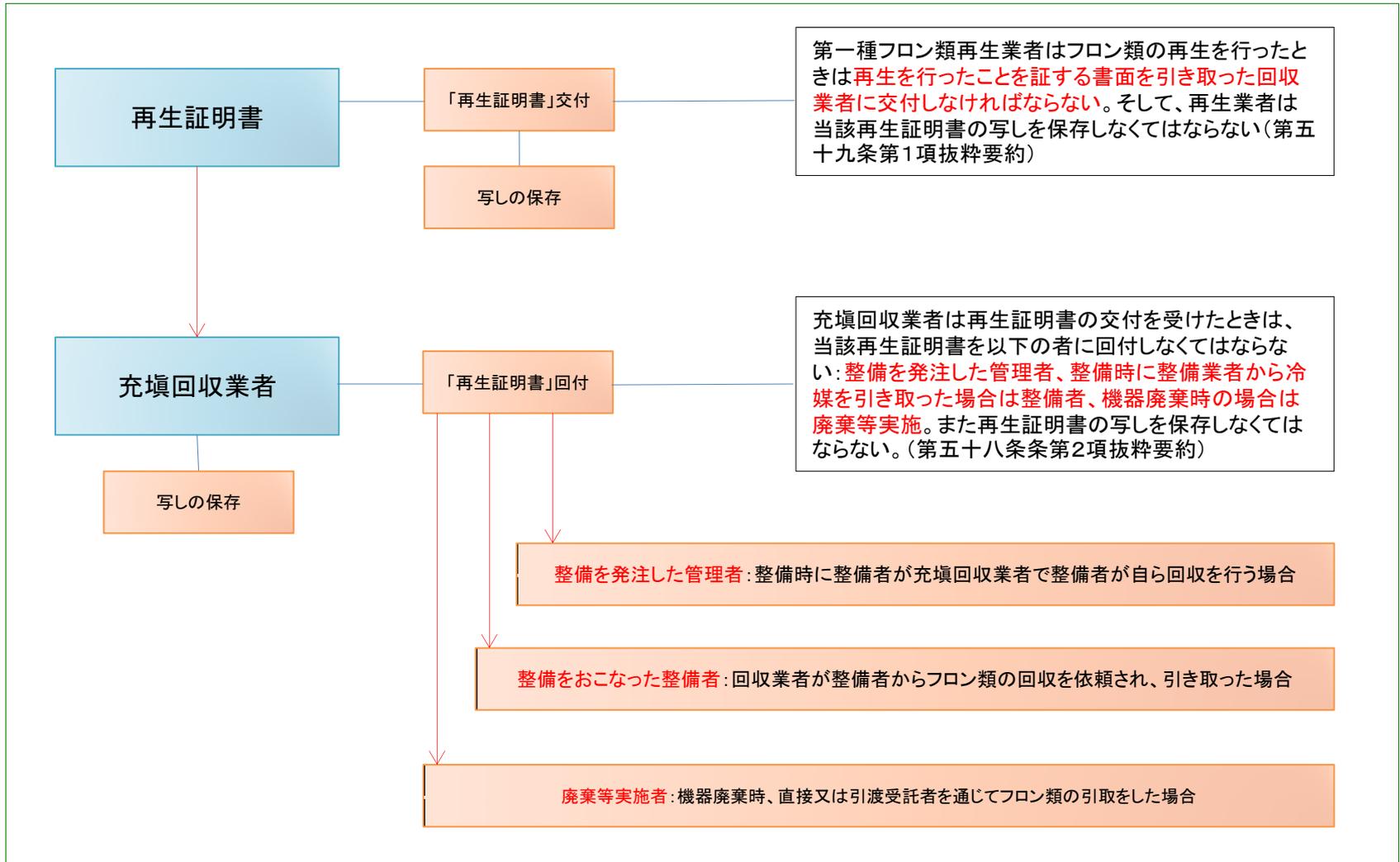
基準に従った再生

充填回収業者からフロン類を引き取った場合は、主務省令で定める**再生に関する基準**に従って再生をおこなう(第五十八条第1項抜粋要約)

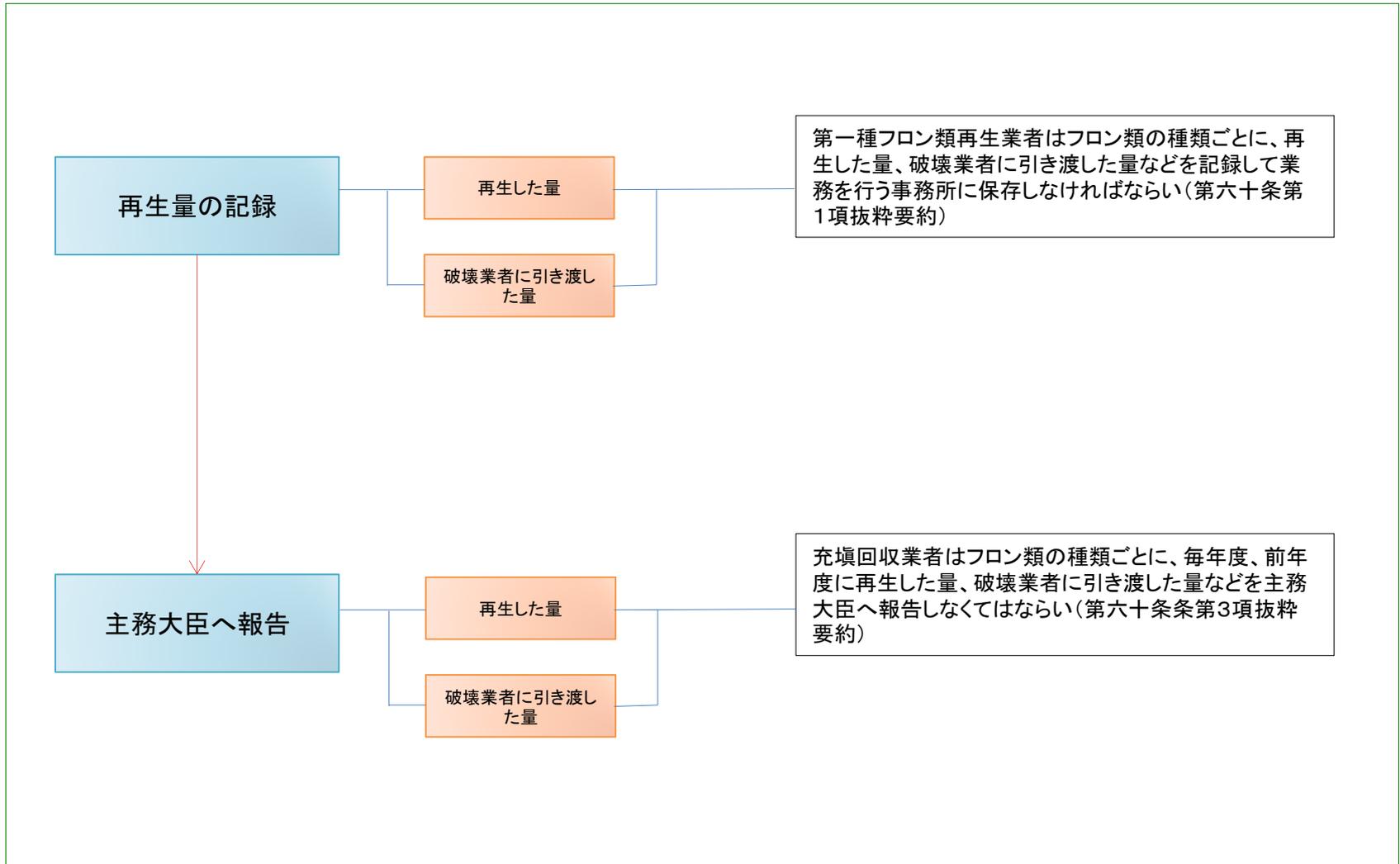
破壊業者への引渡

再生されなかったものがあるときは、**フロン類破壊業者に引き渡さなければならない**(第五十八条第2項抜粋要約)

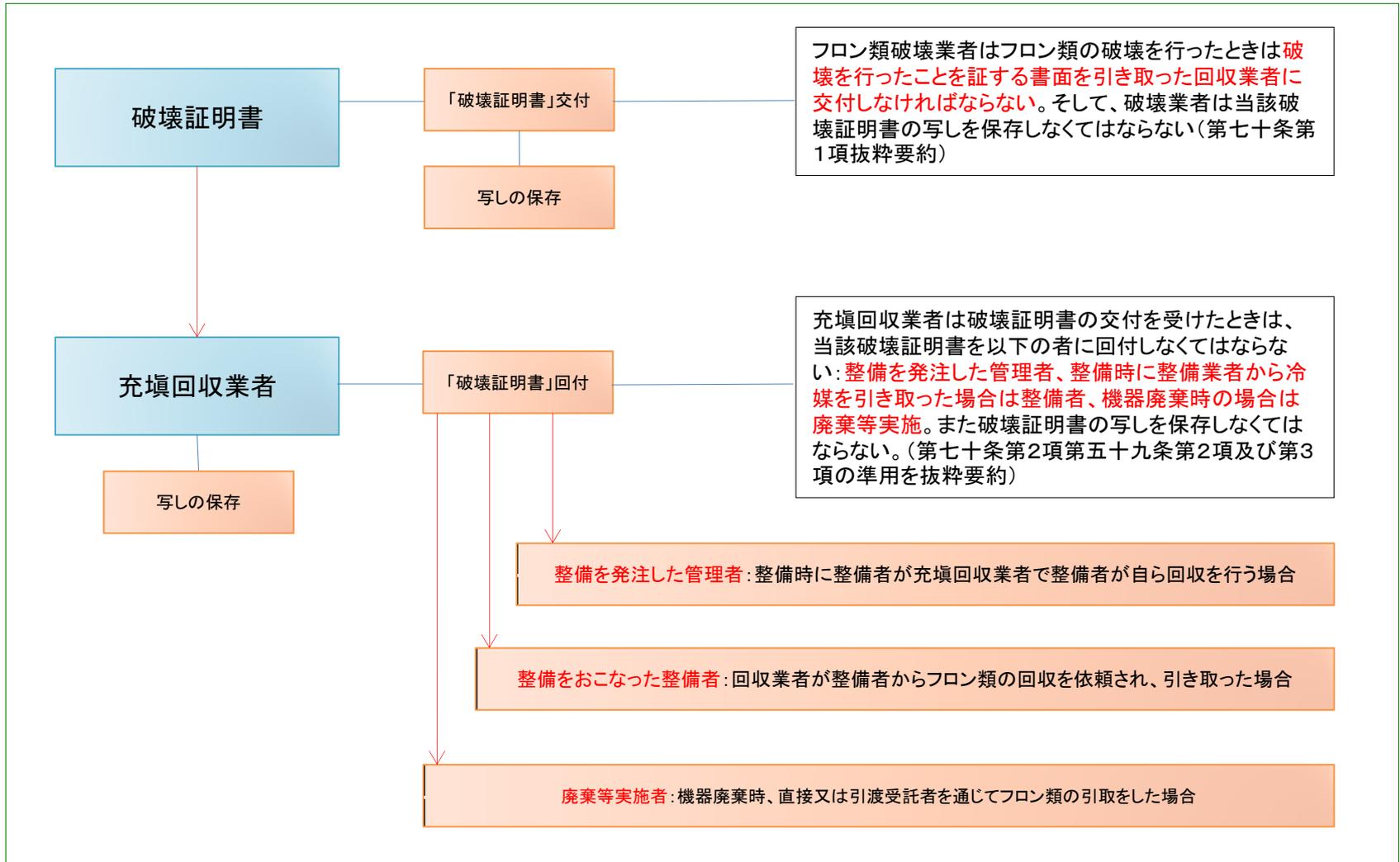
## フロン類再生業者と充填回収業者の証明書の交付・回付



# 第一種フロン類再生業者の記録と報告



## フロン類破壊業者と充填回収業者の証明書の交付・回付



## 再生証明書・破壊証明書

### 充填回収業者→再生業者・破壊業者

充填回収業者からそれぞれ再生業者・破壊業者へ**ボンベと帳票を引き渡し**再生・破壊を行うが、回収を行う際の行程管理票(F票)のような**ボンベとフロン類が紐付けられていることが必要**であり、また充填回収業者へ交付、充填回収業者から回付される場合も**廃棄者、管理者とボンベに紐付けられたフロン類すべてが関連づけられていることが必要**。

### 再生業者→破壊業者

再生業者は**再生されなかったものがあるときは、フロン破壊業者に引き渡さなければならない**(法五十八条第2項)。したがって、充填回収業者からボンベとフロン類が紐付けられてきた帳票に対して、破壊するフロン類が入っているボンベが認識できるようにしたものを破壊業者に渡した後、再生量を記録・集計と破壊業者への引き渡し量を記録・集計して主務大臣へを報告する。

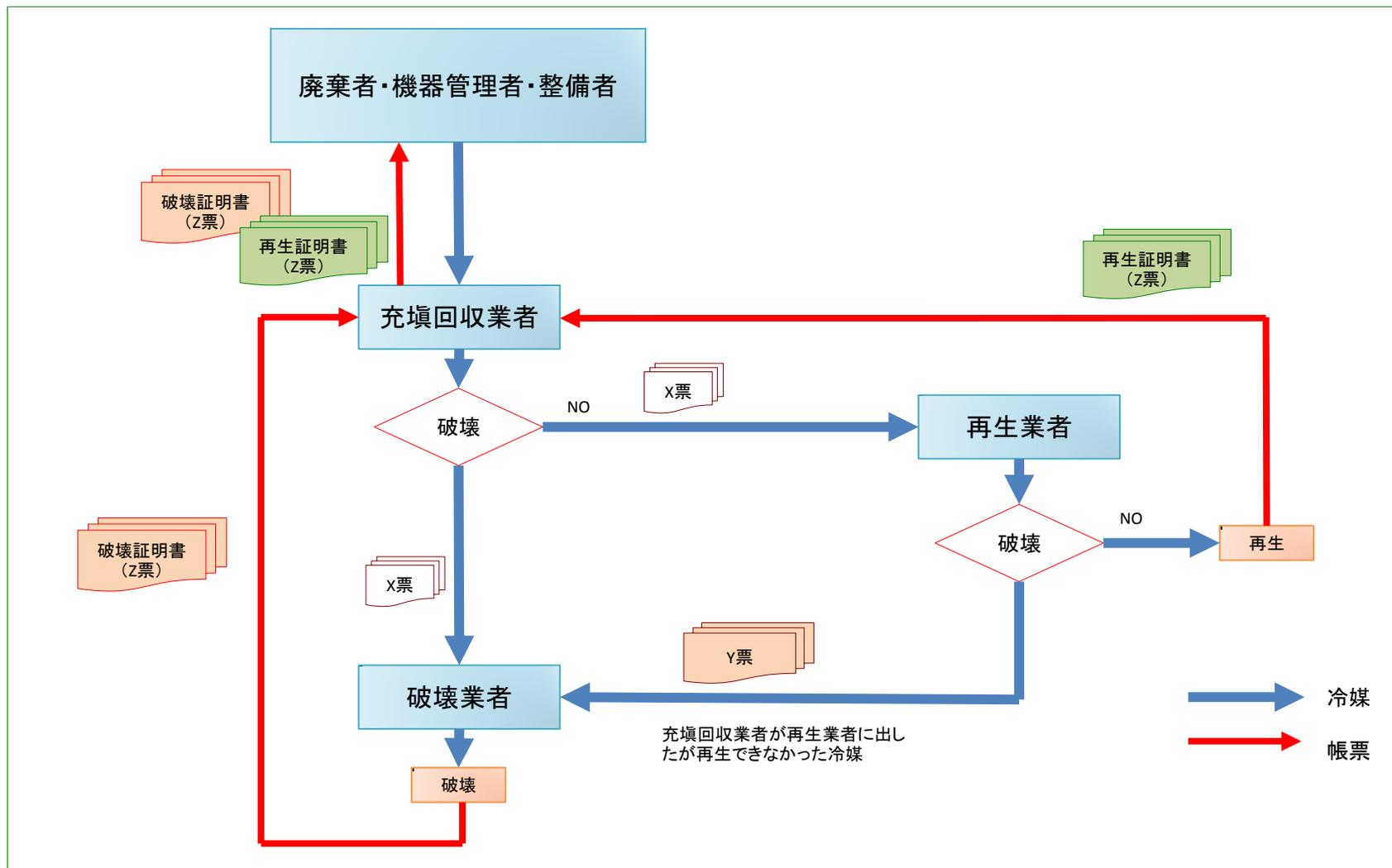
### 再生業者・破壊業者→充填回収業者

再生・破壊を行った後、再生した量、破壊業者に引き渡した量、破壊した量を記録して、それぞれ**再生証明書・破壊証明書を充填回収業者へ交付する**。

### 充填回収業者→管理者・廃棄等実施者

充填回収業者は再生証明書・破壊証明書の交付を受けて、再生量、破壊量を記録し、(再生業者から破壊業者へ回った量も入れ込む、すなわち再生業者、破壊業者から交付された数量を算出する)毎年度、**都道府県知事宛に報告**する。  
再生証明書・破壊証明書の交付を受けて、機器の**管理者・廃棄等実施者へ回付**する。

# 再生証明書・破壊証明書の流れ





# 必要な書面

